

★奈良県 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A

令和8年4月13日時点

区分	NO.	質問内容	回答
事業概要	1	補助金のスケジュールについて。	令和8年3月時点では下記のとおり予定しています。 交付申請：令和8年4月(4/30 17時〆切) 交付決定：令和8年7月中旬以降順次 ※当初予定より後ろ倒しになっています 事業実施：交付決定後～令和8年9月末まで 実績報告：事業完了後30日以内若しくは令和8年10月30日までの早い日 補助金の支払：実績報告審査完了後 ※令和8年9月末までに納品及び支払いが完了した経費が補助対象。 ※交付決定前着手届の提出により令和8年4月1日以降の事業着手が可能。但し、No.4に記載のとおり予算を超える申請があった場合は調整がかかるため、あらかじめご承知おきください。
	2	申請単位について。	法人ごとの申請とします。（事業所単位は不可）
	3	申請方法について。	奈良県介護保険課ＨＰより必要様式をダウンロードし、申請書等を作成後、奈良スーパーアプリにアップロードしてください。なお、実績報告書の提出に関しては追ってご案内します。
	4	基準単価どおりの交付を受ける事が出来るのか。	本事業は国庫補助金を活用した予算の範囲内での執行となるため、予算額を超える申請があった場合は申請締切後に一律で調整率を乗じて補助金額を算定します。この場合、交付決定通知において調整を反映した補助額を通知しますが、一定の時間を要することが見込まれるため「調整率」が確定次第お知らせする予定です。
対象事業所等について	5	定員数の基準日は。	令和8年4月1日時点とする。
	6	通所介護及び訪問介護の事業所規模はどの期間で判断するか。	交付要綱に記載のとおり、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの（サービス提供がない月が存在する場合は、該当月を除く期間）平均により判断してください。ただし、令和7年10月以降に開設した事業所については、令和7年10月サービス提供分から令和8年3月サービス提供分までの（サービス提供がない月が存在する場合は、該当月を除く期間）平均により判断してください。 ※県保有データと申請情報が異なる場合、審査の過程で確認する事があります。
	7	奈良県内の事業所が対象か。市町村より介護保険法上の指定を受けている事業所の申請先は。	奈良県内に所在する、交付要綱に定められた助成対象事業所・施設が対象です。地域密着型サービス等の市町村指定サービスについても奈良県への申請となります。
	8	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	9	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	10	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助目的が「介護サービスの円滑な継続のための支援」であるため、令和7年9月以降から申請時点までに介護サービスの提供実績がない事業所は補助対象外となります。
	11	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
	12	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	補助対象に含まれません。
	13	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。	補助対象に含まれます。1事業所あたり20万円が上限となります。
	14	公設の介護事業所等は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
	15	空床型の短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定出来るのか。	本体施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床型の短期入所生活介護事業所について空床利用の利用者分は補助対象となりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることは出来ません。
	16	併設型の短期入所生活介護を実施している場合の取扱いについて。	併設型の短期入所生活介護は本体施設とは別事業所扱いで申請してください。 例）介護老人福祉施設80名、短期入所生活介護20名の定員の場合、それぞれ申請が必要です。（介護老人福祉施設100名としての申請は不可）
	17	例えば同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか。	お見込みのとおり、指定サービス毎にそれぞれ補助対象となります。
	18	休止している事業所・施設等は補助対象にならないのか。	交付申請時点で再開している場合に限り、補助対象とします。

★奈良県 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q & A

補助対象経費について	19	いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象となるか。	交付決定日～令和8年9月30日までに納品及び支払いが完了した経費。但し、交付決定前着手届を提出することで令和8年4月1日以降の事業着手が可能。 ※予算を超過する申請があった場合は一律で調整し交付決定を行うため、事前着手する際はその点をご承知おきください。（例えば予算の2倍程度の申請があった場合、交付申請額が20万円であっても交付決定額が10万円前後になります。）	
	20	補助対象経費について。	本補助金については、介護サービスを円滑に継続することや災害への備えなどに必要な物品の購入経費に充当することを可能としており、詳細は奈良県交付要綱別表13における「対象経費」をご参照ください。 ただし、本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認められません。 また、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認められません。 （30万円の冷房設備を2つ購入する等により所要額が50万円を超える事は問題ありません。）	
	21	サービス種別毎に補助対象経費は異なるか。	事業の趣旨目的に反しないものであれば、奈良県要綱別表第13付表2の(1)、(2)における経費のなかで施設や事業所の実情に応じて必要な物品の購入経費に充当することが可能です。	
	22	補助上限額はいくらか	奈良県要綱別表13付表2を参照してください。なお、(1)と(2)の費用はどちらも補助対象になりますが、両方を合計した額が基準単価を超えない範囲でのみ補助が可能です。	
	23	災害備蓄等の購入費の例示として、ローリングストックの初期費用とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおりです。	
	24	取得費用が50万円以上など、財産処分制限の対象となる備品等の購入を認めない理由は。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としています。	
	25	ICT機器や介護ロボットは対象か	補助金の趣旨にそぐわないため対象外です。	4/2追記
	26	ノートPCやボイスレコーダーは対象か	補助金の趣旨にそぐわないため対象外です。	4/2追記
	27	職員の負担軽減・職場環境改善に必要な経費とはなにか	猛暑等の気候変動の影響を受ける中で職員が快適にサービス提供を行うことを目的とし、冷暖房機器等を使用したときの光熱水費等を想定しております。	4/2追記
	28	燃料費とは、送迎や訪問等の際にかかるガソリン代が対象ということか。	お見込みのとおりです。ただし、職員に対して支払っている賃金台帳を根拠とした移動手当等ではなくガソリンの購入経費が対象となりますので、ガソリン給油時のレシートや給油カードの明細等が必要です。	4/2追記
	29	光熱水費には電気代等も含まれるのか	お見込みのとおりです。複数サービスがある場合は、面積や従業員数、利用者数等で適切に按分してください。	4/2追記
	30	計画していた物品の納品ができなくなった場合、計画時と異なる物品を購入することは可能か	補助事業の趣旨にあった経費であれば可能です。ただし、金額が30%以上減額となる場合は変更申請が必要となります。	4/2追記
実績報告	31	電動自転車は対象か	対象です	4/13追記
	32	車椅子やマットレスは対象か	補助金の趣旨にそぐわないため対象外です。	4/13追記
	33	支払いを証明する書類等は必要か。	交付申請時は不要ですが、実績報告において領収書等の提出が必要です。紛失しないよう、提出時まで保管してください。（領収書は返却しないため、原本ではなく写しの提出を求めます。） 領収書が発行されない場合は、請求書、納品書及び金融機関に対する振込依頼書など「支払った日・金額・支払先」が確認できる書類の提出が必要です。	